

沖縄県在宅難病患者一時入院事業補助金交付要綱

平成24年12月13日 制定

平成26年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和3年3月31日 一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、難病医療体制の整備を図るため、沖縄県在宅難病患者一時入院事業実施要領(平成24年9月1日制定、以下「一時入院事業実施要領」という。)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金は難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日制定、健医発第635号厚生省保険医療局長通知)第2-2在宅難病患者一時入院事業に基づく沖縄県在宅難病患者一時入院事業を交付の対象とする。

2 補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、沖縄県在宅難病患者一時入院事業補助金交付申請書(第1号様式)(以下「交付申請書」という。)を、一時入院事業実施要領第9条第3項の通知で定める入院予定期間の10日前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付決定を受けようとする者は、一時入院事業実施要領で規定する一時入院事業を実施する医療機関とし、一時入院事業実施要領の規定により事業を実施する場合の条件を遵守すること。

(中止又は廃止の承認申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、沖縄県在宅難病患者一時入院事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(変更申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとするときは、沖縄県在宅難病患者一時入院事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が必要と認めた場合は沖縄県在宅難病患者一時入院事業遂行状況報告書（第3号様式）（以下「状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県在宅難病患者一時入院事業実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第9条 補助事業者は、補助事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿並びに証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるほか、補助金に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年12月13日から施行し、平成24年度予算に関する補助金から適用する。

（経過措置）

2 この要綱は、第3条及び第5条から第9条にある各提出書類について、平成26年3月31日まで地域医療再生臨時特例基金事業補助金交付要綱の該当様式に、置き換えることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金の交付限度額（基準額）
沖縄県在宅難病患者一時入院事業	病床確保に係る経費	19,000円×実施日数 (1回の入院につき14日以内とする)